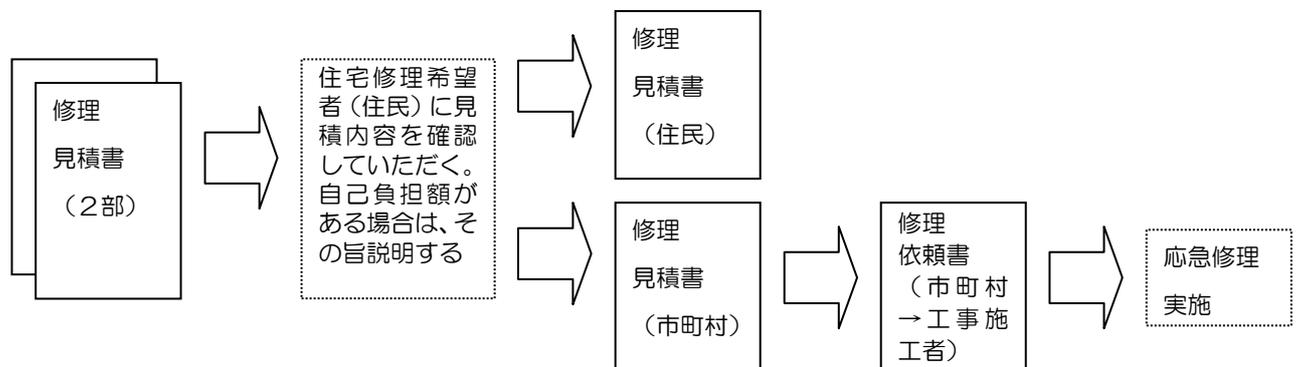


<住宅の応急修理制度に係る工事の施工業者の方へ>

住宅の修理を希望する住民に対し、見積書の作成をお願いします。
別添の様式第2号により、修理見積書を作成してください。

修理見積書は、2部作成してください。住民に見積り内容を説明し、見積書の下欄に内容確認の記名押印をいただいでください。

見積書は、1部を住民に交付し、もう1部は市町村の担当課に提出願います。
市町村は、提出された修理見積書を審査し、工事をおこなう業者あてに修理依頼書を交付します。



応急修理の対象となる工事は次のとおりです。

- ①屋根・柱・床・外壁・基礎など
- ②ドア・窓などの外部に面する開口部
- ③上下水道・電気・ガス等の配管・配線
- ④衛生設備

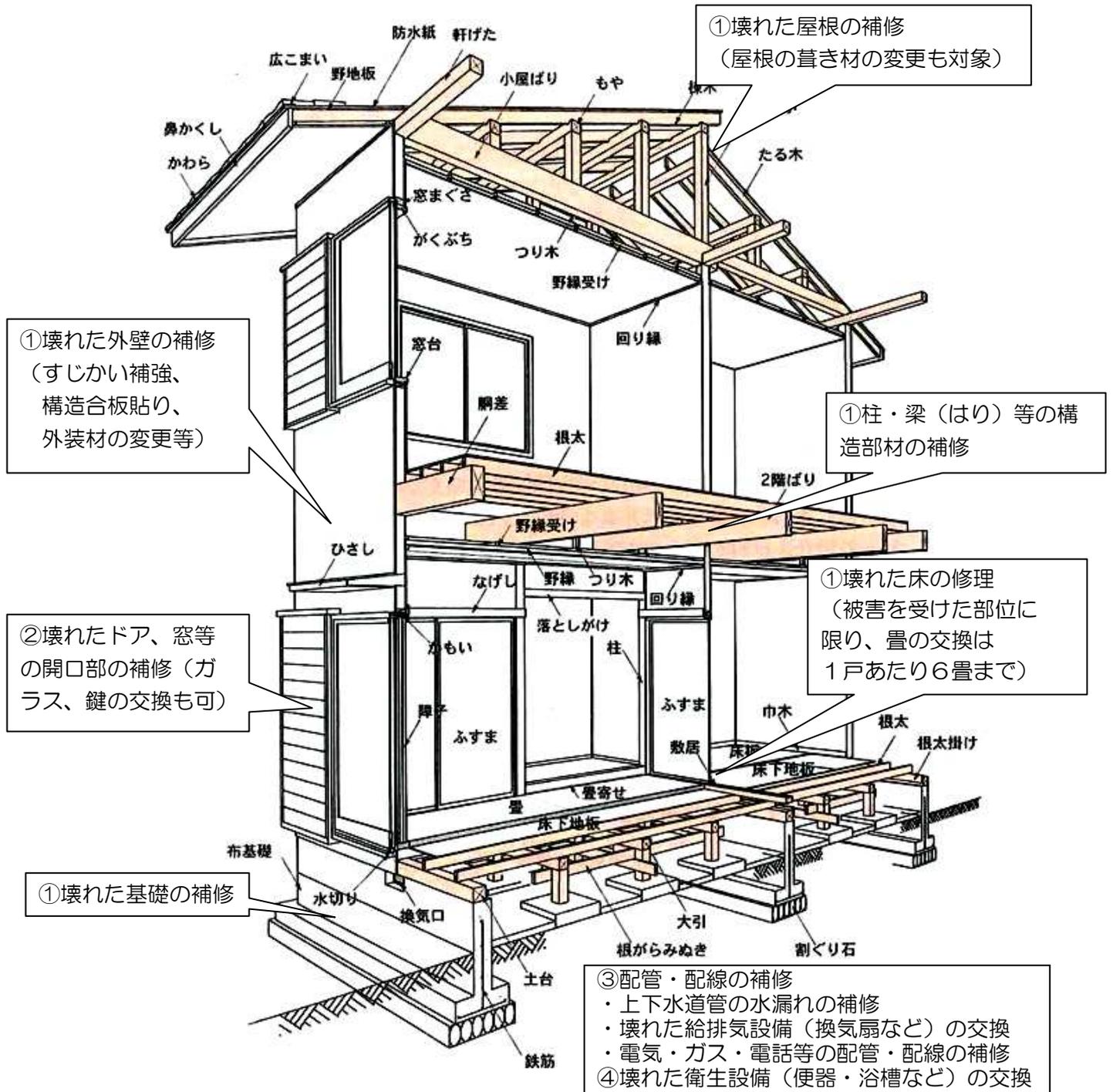
<注意点>

工事を完了したら、完了報告書を市町村に提出します。報告書には、①工事着手前、②施工中、③工事完了の写真添付が必要となります。工事写真の管理をよろしくお願いいたします。

住民へ見積り内容説明の際、住民負担分がある場合、その旨を住民に説明願います。応急修理制度対象分以外の代金については、直接住民に御請求願います。

応急修理制度に係る工事代金（52万円限度）の市町村への請求手続き方法については、修理依頼のありました市町村にご確認願います。

住宅の応急修理対象範囲 (台風12号により被災した部位に限ります)



< 注意点 >

・内装は原則として、対象外です (例: 間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など)。ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り、1戸あたり6畳まで対象です。家電製品は、対象外です。